

確定申告のお知らせ

西宮税務署 (☎ 0798・34・3930)

期間 (土・日曜、祝日は除く)	開設時間	場所	対象者など
2月3日(火) ～13日(金)	9時半 ～16時	アピアホール (阪急逆瀬川駅前 アピア1の5階)	年金所得者、給与所得者の還付申告者(不動産、株式等の譲渡および贈与税の申告を除く)
2月16日(月) ～27日(金)	9時半 ～16時		年金所得者、給与所得者、事業所得者等(不動産、株式等の譲渡および贈与税の申告を除く)

※自動音声による番号案内が流れた場合は、音声案内に従って「2」を選択してください。「番号が確認できません」という案内があった場合は、電話機の「*」を押してから「2」を選択してください。

会場では、パソコンを利用した申告書の作成を推進しています。
 ※西宮税務署を含め、各申告会場では混雑時に早めに相談受け付けを終了する場合があります。
 ※会場へは公共交通機関をご利用ください。
 ※問い合わせ先は西宮税務署です。アピアホールへの問い合わせはご遠慮ください。

申告書等は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます

確定申告会場は大変混雑しますので、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用してください。

画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、申告書等が作成できます。

作成した申告書等は、プリンタで印刷して郵送等で提出できます。また、インターネットで送信(電子証明書およびICカードリーダーが必要)することもできます。

詳しくは、国税庁ホームページへ。

公的年金などを受給されている人へ

公的年金などに係る雑所得を有する人で、公的年金などの収入金額(2か所以上ある場合は、その合計額)が400万円以下かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人は、所得税の確定申告書の提出が不要です。

ただし、上記の要件に該当する場合であっても、医療費控除などによる所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。また、住民税の申告が必要となる場合があります。

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を、所得税とあわせて申告・納付することとされています。申告書の作成に当たっては、記載漏れがないよう注意してください。

平成27年度

市・県民税 主な税制改正

市民税課 (☎ 77・2056、☎ 77・2057)

1 上場株式等に係る譲渡所得および配当所得に対する軽減税率の廃止

(1) 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得の課税の特例に関する特例措置の廃止

平成21(2009)年1月1日から平成25(2013)年12月31日までの間に上場株式などを譲渡した場合に係る軽減措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26(2014)年1月1日以降は本則の税率が適用されます。税率は右表のとおりです。

上場株式等の譲渡所得等に係る税率

区分	平成22年度～平成26年度	平成27年度以降
金融商品取引業者等を通じた譲渡等	3%(市民税1.8%、県民税1.2%)	5%(市民税3%、県民税2%)
上記以外	5%(市民税3%、県民税2%)	

(2) 上場株式等の配当所得に係る軽減税率の特例措置の廃止

上場株式等の配当所得に係る軽減措置は、上記の譲渡所得と同様廃止されました。税率は右表のとおりです。

上場株式等の配当所得に係る税率

平成22年度～平成26年度	平成27年度以降
3%(市民税1.8%、県民税1.2%)	5%(市民税3%、県民税2%)

2 市・県民税の住宅借入金等特別控除の延長・拡充

市・県民税の住宅借入金等特別控除について、適用期限が4年間(平成26(2014)年1月1日から平成29(2017)年12月31日)延長され、さらに平成26年4月以降に居住を開始した場合の控除限度額が13万6500円に引き上げられました。

	居住年月日	控除限度額
改正前	平成25年12月31日まで	所得税の課税総所得金額等×5%(最高 9万7500円)
改正後	平成26年1月1日～平成26年3月31日	所得税の課税総所得金額等×5%(最高 9万7500円)
	平成26年4月1日～平成29年12月31日	所得税の課税総所得金額等×7%(最高 13万6500円)

従業員の所得税を源泉徴収している事業主の皆さんは、 個人住民税の特別徴収もお願いします

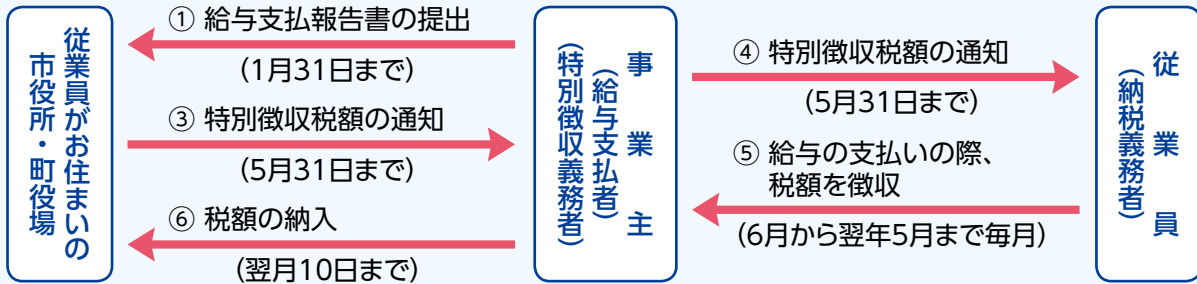
市民税課 (☎ 77・2057)

事業主(給与支払者)の皆さんには、所得税の源泉徴収と同様に毎月従業員に支払う給与から個人住民税(市民税+県民税)を給与天引きし、従業員に代わって市町に納めることが義務付けられています。

特別徴収(給与天引き)は従業員にとっても負担が少なく、手続きが簡単なので、事業主の皆さんには特別徴収をお願いします。

特別徴収の方法による納税のしくみ

② 税額の計算



～ 兵庫県と県内すべての市町は連携し、個人住民税の特別徴収を推進しています ～

申告は早めに! 償却資産の申告は1月末日まで

資産税課 (☎ 77・2058)

個人や会社で商店などを経営している人や、駐車場やアパートなどを貸し付けている人が、その事業のために使用する償却資産を所有している場合は、固定資産税(償却資産)が課税されます。

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在に所有する償却資産について、1月末日までに資産の所在する市役所への申告が義務付けられています。貸借人(テナント)が取り付けした附帯設備については、貸借人から申告してください。

申告書が届いていない場合や新たに必要な場合は、資産税課まで連絡してください。市ホームページからダウンロードすることもできますので、ご利用ください。

電子申告eLTAX「エルタックス」による申告も受け付けています。

償却資産の種類と資産例

構築物

店舗内装設備、アスファルト舗装など

機械

太陽光発電システム、機械式駐車場など

車両

大型特殊自動車、フォークリフトなど

備品

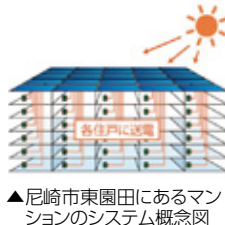
看板、陳列棚・ケース、レジスター、クーラーなど

マンションにも広がる太陽光発電

新エネルギー推進課 (☎ 77・2361)

今号では、マンションでの太陽光発電の取り組みを紹介します。

従来から、太陽光発電システムは一戸建て住宅への設置が一般的で、最近では特に新築への設置が増えています。一方、マンション・集合住宅ではこれまであまりイメージが薄かったといえますが、今回紹介するマンションではユニークな取り組みを始めています。



▲尼崎市東園田にあるマンションのシステム概念図

尼崎市東園田のある分譲マンションでは、屋上に100kW以上の太陽光発電システムを設置し、発電した電気を共用部ではなく、各住戸に供給するという形をとっています。

入居者は、屋上の太陽光発電システムが発電した電気を売ることができ、日中、各家庭で節電すればするほどより多くの売電収入を得ることができるそうです。また、入居者が太陽光発電システムを所有するための費用は分譲費用に含まれているため、負担感も少ないそうです。室内のモニターで発電量を確認するなど、入居者に対して「環境に目を向けてもらいたい」という事業主の想いを現実にした仕組みになっています。



▲トイレの中にあるパワーコンディショナーからは、非常時に電気を取り出すことができます。

▲100kW以上にもなる屋上の太陽光パネル(一般の戸建住宅の平均設置容量は約4kW)

考えよう! 広めよう!

「新エネルギー」
シリーズ 20